

特集 電力の小売り自由化とは

『平成 28 年 4 月から電力の小売りが自由化されます』


皆さんも、新聞やテレビ等で見聞きしていて、準備に余念がないという方もいらっしゃるかと思いますが、多くの人たちは、それで何が変わるの？と思われるのではないのでしょうか。

電力の小売り自由化が始まると、様々な電気事業者が登場し、消費者は、どの電気事業者と契約したらよいのか？と選択に迷ってしまう事態が起こることも考えられます。

そこで、電力の小売り自由化が市民・事業者にどのような影響を及ぼすのかを考え、事前にこの制度の中身を知っておくことで、直前に迫っている電力の小売り自由化に備えいただき、また活かしてもらえればと考えて、今回の特集に取り上げることといたしました。

今回の環境ブックは、

『電力の小売り自由化』を特集します。



未来のために、いま選ぼう。

知っていましたか？
そんな地球のこれからを日本のアイデアと最先端技術が変えようとしていることを。
資源の限られた国だからこそ生まれた賢い省エネアイデア。
そして世界から COOL と賞賛される最先端技術。
その 2 つが合わさった「次世代の暮らし方」を選んでいくことが
CO₂ 排出を抑える力になるのです。

消灯、温度設定、節水など普段の行動に加えて、
クルマ、家電、住宅など身の回りのものを選ぶとき、
これから目線で選んでみませんか？
小さな日常の選択かもしれない。でも、そのチカラは、小さくない。
積み上がって、きっと地球を変えていく。そう。あなたが選べば、未来は変わる。
この矢印のカタチをした付箋が、これからの賢い選択のヒントです。

出典：気候変動キャンペーン Fun to Share ウェブサイト(funtoshare.env.go.jp/)

1. 「電力の“小売り”自由化」で、全ての電力が自由化へ

皆さんが日々使用している電気については、東京に住んでいれば東京電力、九州であれば九州電力、四国であれば四国電力といったように、電気契約を地域ごとに決められている電力会社と行き、電気料金の支払いをしてきました。多くの人たちは、昔から現在に至るまで、また今後も変わりなく決められた電力会社の電気を使用し、その電力会社へ支払いをしていくものと考えていたのではないのでしょうか。

このような、地域独占型の制度を見直し、多様な業種が電気事業者として参入できることで競争を活発化させ、消費者が多様性のある電気料金メニューから選択できる制度に変革をしていくことを目的に、電力の自由化が開始されました。

この電力の自由化は、既に段階的に開始されています。まず、最初に自由化されたのは、平成 12 年に工場や大規模事業所などを対象にして開始されました。該当する大規模事業者は、既存の電力会社、または新規に参入した複数の電気事業者のいずれかを選択できるようになりました。この新規参入した電気事業者を「新電力会社」や「特定規模電気事業者（*PPS）」などと呼ばれていることを、知っている、聞いたことがあるという人も多いのではないのでしょうか。

その後、平成 16 年・17 年に制度改正が行われ、大規模事業所だけでなく、中規模事業所などにも対象が拡大され、現在では、全国の市役所や学校、またコンビニエンスストアや飲食店などのチェーン店でも、「特定規模電気事業者（PPS）」を選択できるようになりました。本市でも、平成 22 年に立川競輪場の電気契約を東京電力から「特定規模電気事業者（PPS）」に変更をしたのを契機として、平成 26 年には、市役所本庁舎や市内公立小中学校など、多くの市施設の電気契約を「特定規模電気事業者（PPS）」と取り交わしています。

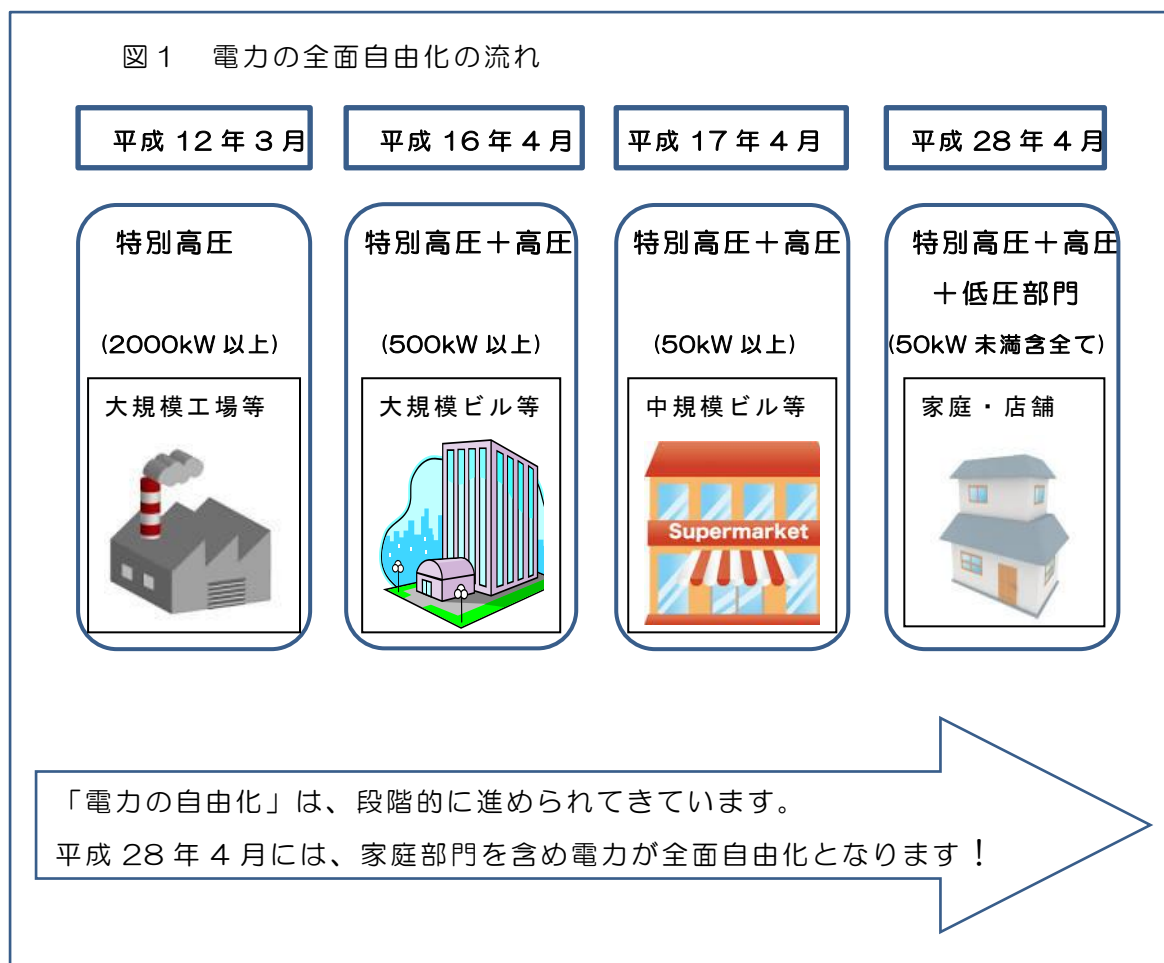
平成 28 年 4 月には、最後に残っていた一般家庭や小規模店舗が対象である電力の小売り部門がいよいよ自由化となり、すべての市民や事業者は、多様な電気事業者から電気を買うことができるようになります。

一般家庭や小規模店舗では、料金メニューやサービス、発電方法などを比較して、*小売電気事業者を選ぶことができますようになります。

*PPS（Power Producer and Supplier）：特定規模電気事業者

*小売電気事業者：地域電力会社や新電力など小売部門では、全てこの名称に変更

図1 電力の全面自由化の流れ



平成 28 年 4 月から始まる電力の小売り自由化により、非常に大きな市場が開放され、その巨大市場をめぐって、新規参入した小売電気事業者は増え続けています。

例えば、ガス会社や石油元売り会社、製紙メーカーのような発電設備を持つ会社のほか、通信やサービス業などの異業種からの参入も相次いでおり、平成 27 年 12 月 28 日現在で 119 社が小売電気事業者として登録されています。

また、競争を余儀なくされた既存の電力会社の中でも、子会社を設立して、他地域で電気を販売するなどの新たな事業展開の動きも活発化しています。

地域を限定していた既存の電力会社にとっても、垣根が取り払われたことにより、全国で電気を販売することが可能となります。

2. 料金メニューやサービス、発電方法で電力会社を選べます

電力の小売り自由化により、私たちはどのようなメリットを得られるのか、主なものを紹介しましょう。

メリットその1 「電気料金が安くなる？」

電力の小売り自由化により、電気料金が安くなることが期待されています。これまでは、地域独占の電力会社から電気を購入していたため、他社との比較ができないなど、電気料金が適正なものか消費者は判断できない状況のなか、特定の電力会社を利用していかなければなりませんでした。

しかしながら、電力の小売り自由化により、様々な事業者が家庭用電力小売り事業に参入することで、各社の競争が促進され電気料金が下がってくることも予想されます。

小売電気事業者によっては、顧客の獲得のため様々な料金プラン等を用意してくることが予想されているからです。

今後は、複数の小売電気事業者を比較し、ライフスタイルに合った料金プランを持つ事業者を選ぶことができるようになり、その結果、電気料金の節約や節電につながると考えられます。

なお、電気の“小売り価格”の完全自由化は、平成32年以降になります。平成32年4月に電力会社の送配電部門を独立させる発送電分離を実施することで、発電と小売りが完全に自由競争の状態となります。その後の状況を見て、規制料金の撤廃時期が決定されます。

メリットその2 「サービス内容で特典を受けられる？」

電力の小売り自由化により、様々な企業が電気事業に参入してくることで、電気料金以外のサービスが利用できるようになってくると予想されています。

新たに参入する様々な業態の企業は、電力の販売だけでなく、それぞれの特徴を生かしたサービスを提供すると言われています。

たとえば、住宅メーカーが省エネ住宅と電気とを組み合わせ販売を行ったり、通信会社が通信と電気のセットで割引販売するなどの「セットプラン」などがあげられます。

賢くプランを選択していくことで、電気料金が安くなるだけでなく、電気料金以外のサービスなどが利用できるようになり、組み合わせ次第で消費者にとっては、魅力的なものとなるかもしれません。

メリットその3 「発電方法などから電力会社を選択できる？」

発電方法などについても、様々なお考えをお持ちの方々がいらっしゃると思います。

小売電気事業者が電気を供給するにあたり、その発電方法は事業者によって異なります。電力の小売り自由化により、消費者は自分自身の考え方に合った小売電気事業者から、電気を購入できるようになります。

例えば、「再生可能エネルギーで発電している小売電気事業者から購入する」「CO₂の排出係数が少ない発電方法で電気を作っている小売電気事業者から購入する」など、様々な選択が可能となってきます。特に考えはないという方にも、電気の発電方法などに多様性があることを知って頂く機会にもなると思います。

また、発電方法以外にも、「応援したい地域の小売電気事業者から、電気を購入したい」という希望も、叶うことが可能になってくるでしょう。

電力の小売り自由化での注意点

1. 料金メニューやサービス内容を確認する

小売電気事業者の用意する料金メニューや各種サービスについて、内容の詳細が分からない中で契約してしまうことのないように、消費者は、電気料金本体とその他のサービス料金について納得できるまで聞くなどし、他事業者等との比較もして契約をする必要があります。

2. 小売電気事業者の切り替え

小売電気事業者を変更する際に、費用が発生しないか、契約期間の縛りが無いかなどの確認が必要です。

3. 二酸化炭素（CO₂）の削減も考慮する

様々な小売電気事業者が発電した電力を購入できますが、二酸化炭素（CO₂）排出係数も、小売電気事業者ごとに異なります。コストが安い電気を使用して二酸化炭素（CO₂）排出量を増やさないよう、小売電気事業者を選択する際、地球温暖化に対する配慮も必要です。

3. 電力の小売り自由化に向けた省エネルギー対策

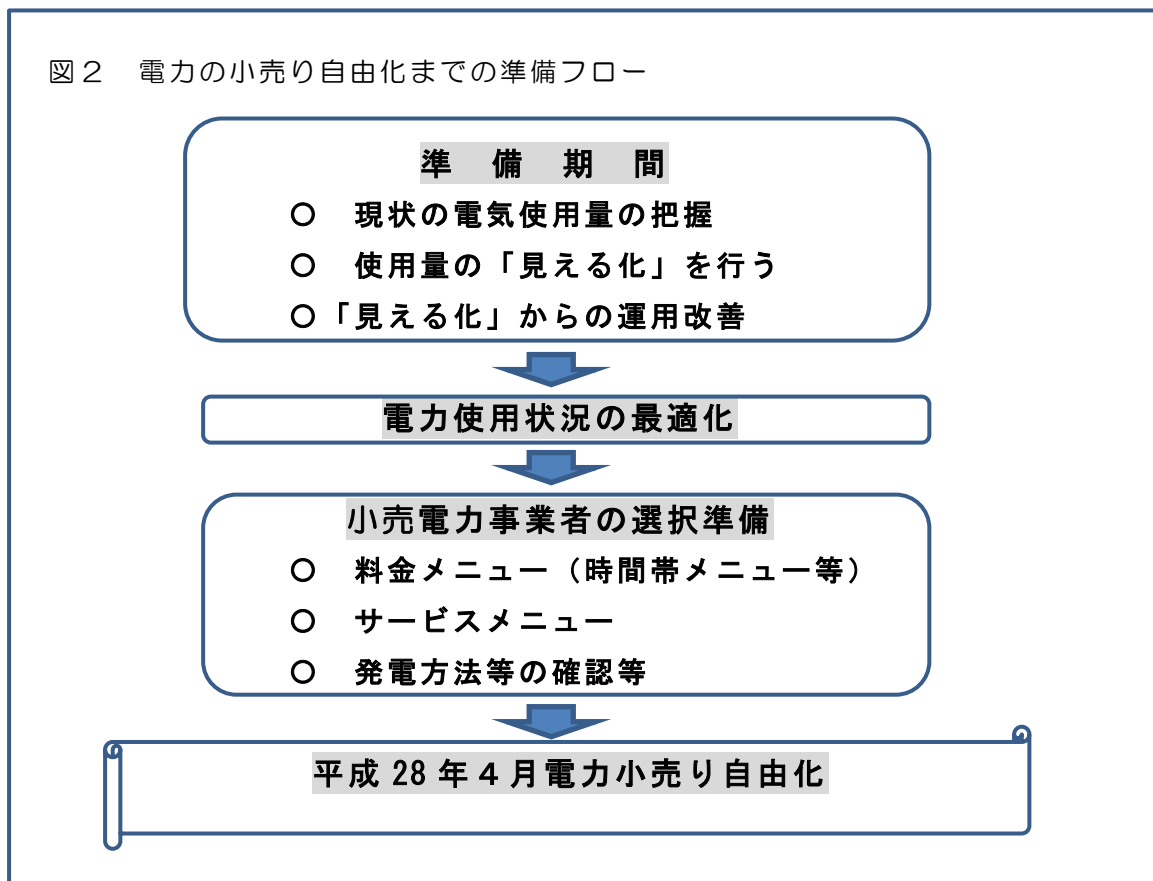
電力の小売り自由化により、小売電気事業者は多様な料金メニューやサービスなどを提案してきますが、その中から最適なものを選択していくためには、あらかじめ自宅・自社の電気使用量等の把握をしっかりとっておくことが重要となります。

電力の小売り自由化は経費削減になると思いますが、併せて省エネを進めることで、より効果的なものとなるでしょう。

そのためには、現在の電気使用量と電気単価および料金等を把握しておくことが必要です。また、月ごとの電力使用量の変化をグラフ化するなどの「見える化」を行うことも効果的です。さらに、電力計測器、スマートメーターなどを活用すると、1日の使用状況が把握でき、電気の無駄とムラを知ることができます。

このような「見える化」したデータをもとに、費用をかけない対策と機器等を省エネタイプに買い替えるなどの改善を行い、電気の使用状況の最適化を進めることで、より効果的な料金メニューを選択できることにつながっていきます。

図2 電力の小売り自由化までの準備フロー



4. 停電などのリスクに対するセーフティネット

これまで、電力の小売り自由化によるメリットを中心に説明をしてきましたが、リスクや不安材料がまったくないわけではありません。

電力の小売り自由化は、非常に大きな変革であり、多くの方々が疑問点や不安をお持ちだと思います。

疑問点や不安なこととしては、

“新たに契約して小売電気事業者を変えたことで停電が発生することはないか”

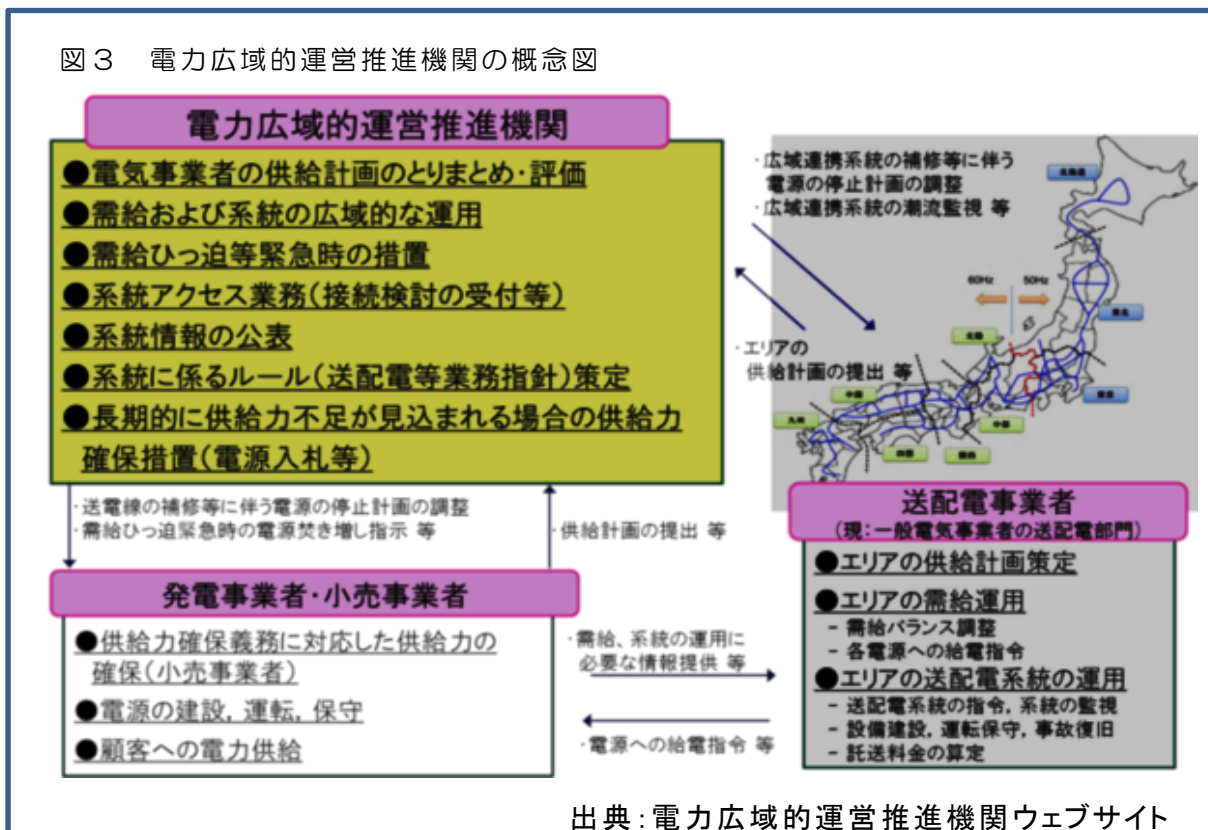
“契約した小売電気事業者が経営破綻したらどうなるのか”

“契約手続きが煩雑になるのではないか” 等々

電力の自由化は、非常に大きな変革ではありますが、人の生命や経済活動に支障をきたすことがあってはいけません。人間が生きていくために必要且つ重要なインフラについては、リスク管理とセーフティネットが確保されている必要があります。

以上のような疑問点や不安を解決することを目的とし、新たに設立されたのが「電力広域的運営推進機関」です。

図3 電力広域的運営推進機関の概念図



出典:電力広域的運営推進機関ウェブサイト

電力広域的運営推進機関は、*第3段階で行われる電力システム改革の第1段階として、電源の広域的な活用に必要な送配電網の整備を進めるとともに、全国で平常時・緊急時の需給調整機能を強化することを目的に設立されました。

主には

- 需給計画・系統計画を取りまとめ、周波数変換設備、地域間連系線等の送電インフラの増強や区域（エリア）を超えた全国での系統運用等を図る
- 平常時において、各区域（エリア）の送配電事業者による需給バランス・周波数調整に関し、広域的な運用の調整を行う
- 災害等による需給ひっ迫時において、電源の焚き増しや電力融通を指示することで、需給調整を行う
- 中立的に新規電源の接続の受付や系統情報の公開に係る業務を行う等

が業務内容となります。

すべての電気事業者（一般電気事業者・卸電気事業者・特定電気事業者・特定規模電気事業者）が広域機関の会員となることが義務付けられています。

出典：電力広域的運営推進機関ウェブサイト

*第3段階で行われる電力システム改革：①広域系統運用の拡大②小売及び発電の全面自由化③法的分離の方法による送配電部門の中立性の一層の確保

「電力広域的運営推進機関」の機能としては、契約をした小売電気事業者が経営破綻をしても停電はせず、電気が届けられるというフォロー体制もあります。その場合、経営破綻した小売電気事業者と契約していた利用者は、地域における従前の電力会社へ電気料金を支払うことになり、重複して電気料金を支払うことがないような仕組みになっているとのことです。

契約手続きが煩雑になるのでは？については、契約の変更手続き等が簡素化できるように、システムやルール作りが検討されているそうです。

5. まとめ

今回の特集では、電力の小売り自由化により、“私たちはどのようなメリットが得られるのか”、また、制度改革により小売電気事業者が用意するであろうメニュー等とともに、疑問や不安に思っていることも取り上げてみました。

直近に迫った電力の小売り自由化という大きな変革に向けて、私たちは、地球温暖化対策という視点から、日常的に使用している電気、更にはエネルギーについて考え、自分たちで何に取り組めるのか、何ができるのかを考えるべきかと思えます。

このことから例えば、現在の私たちのライフスタイルと電気・エネルギー使用状況等の把握をしておくことや今後推進していきたい発電方式など、環境に配慮したエネルギーの使い方やあり方について考えることが、とても大切なことだと考えます。

